

政策会議付議事案書 (令和8年2月2日)

提案課名 国保年金課

報告者名 横溝 善教

事案名	秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>1 決算補填目的の繰入金の継続的な解消 平成30年度の国民健康保険制度改革により、県内自治体の国民健康保険事業の財政運営主体は神奈川県となっており、将来的な県内保険税(料)の統一に向け、令和8年度までに国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの決算補填目的の繰入金(以下「赤字繰入金」という。)を解消する方針が示されています。 本市の令和7年度の決算見込では赤字繰入金が生じない見込みですが、被保険者数の減少に加えて、医療の高度化等に伴い、今後も一人当たり医療費は年3%程度の上昇が見込まれます。今後、現行の税率等を維持した場合、令和8年度には、約3億6千万円、9年度には、約5億3千万円の赤字繰入金が生じる可能性があるため、昨今の物価上昇などの影響も踏まえ、国民健康保険税の税率を改定するものです。</p> <p>2 子ども・子育て支援金制度の創設 令和8年4月から、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、保険者である本市が納付金を国民健康保険税に合わせて徴収する必要が生じたため、条例に「子ども・子育て支援納付金分」の規定を加えるものです。</p> <p>以上の2つの理由により、条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 税率改定の経過 平成26年度 改定率 5.44% 令和2年度 改定率 7.48% 令和4年度 改定率 11.45% 令和6年度 改定率 12.72%</p> <p>2 秦野市国民健康保険運営協議会における検討経過 令和7年11月6日 秦野市国民健康保険事業の現状と課題について検討 12月18日 国民健康保険税事業費納付金(仮係数)をもとに国民健康保険税の改定について協議をした結果、改定率10.17%の案で承認</p> <p>3 国民健康保険事業費納付金の確定係数提示後の対応 本年1月9日、納付金の確定係数について、仮係数から約8千万円の増額となる金額が神奈川県から示されました。その金額をもとに、国民健康保険運営協議会で承認を得た際と同条件で試算した場合、改定率が13.60%に上昇することがわかりました。 そこで、最近の賃金上昇を踏まえ、調定額(歳入)の推計を上方修正するとともに、令和7年12月までの国保税の収納状況及び補助金の交付状況から、令和7年度において、赤字繰入金の解消のため充当する予定であった国民健康保険財政調整基金を活用し、これにより、仮係数時点の改定率10.17%を維持することとしました。</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>次のとおり秦野市国民健康保険税条例の一部を改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分（40歳以上の被保険者）について、所得割率、均等割額及び平等割額をそれぞれ引き上げること（改定率10.17%）。 2 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、課税額として、子ども・子育て支援納付金分を追加し、その所得割率、均等割額及び平等割額を設定すること。
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和8年2月 秦野市国民健康保険運営協議会に諮問 秦野市国民健康保険運営協議会から答申 令和8年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出 4月1日 改正条例の施行</p>

秦野市国民健康保険税条例改正の骨子

1 背景

持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、平成 30 年度に国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険に係る財政運営の責任主体が都道府県になったことに伴い、神奈川県では、「神奈川県国民健康保険運営方針」を策定し、将来の県内保険料（税）統一に向けて、令和 8 年度までに一般会計からの決算補填目的の繰入金（以下「赤字繰入金」という。）を解消する方針を定めました。

本市では、令和 5 年度決算における赤字繰入金は約 2 億 194 万円（被保険者一人当たり 5,999 円）でしたが、令和 6 年度に 12.72%の税率改定を行ったことにより、令和 6 年度決算における赤字繰入金は約 1 億 289 万円（被保険者一人当たり 3,225 円）に減少し、令和 7 年度では赤字繰入金が生じない見込みです。

しかしながら、少子超高齢化の進行や社会保険の適用拡大等に伴い、被保険者数は減少していることに加え、医療の高度化等により、一人当たり医療費は増加していることから、現行の税率では、赤字繰入金が生じることが予想されます。

また、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金制度が創設されたため、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に加え、子ども・子育て支援納付金分が課税されます。

これらのことから、国民健康保険制度の持続的かつ安定的な運営を構築するため、国民健康保険税率の改定を行うものです。

（本市の実績及び県内 19 市順位）※順位は金額の高い順

	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
平均被保険者数	35,649 人	33,663 人	31,901 人
医療費／人	415,975 円(13 位)	444,396 円(9 位)	460,305 円(6 位)
現年度保険税調定／人	98,405 円(17 位)	96,235 円(18 位)	110,107 円(14 位)
赤字繰入金／人	7,126 円(3 位)	5,999 円(6 位)	3,225 円(6 位)

2 税率改定の水準

(1) 改定率及び計画期間

改定率 10.17% (令和8年度及び9年度)

(2) 税率改定案

ア 医療給付費分

	所得割	均等割	平等割
現行	7.24%	25,100円	22,500円
改定後	7.69%	26,500円	23,700円
差	0.45 <small>割</small>	1,400円	1,200円

イ 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.84%	9,200円	8,100円
改定後	3.15%	10,000円	8,800円
差	0.31 <small>割</small>	800円	700円

ウ 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.85%	10,600円	6,100円
改定後	3.15%	11,600円	6,700円
差	0.30 <small>割</small>	1,000円	600円

エ 子ども・子育て支援納付金分 (新設)

	所得割	均等割	平等割
税率等	0.29%	※1,200円	1,000円

※18歳未満の被保険者の均等割は全額軽減

軽減分は18歳以上の被保険者が負担 (一人当たり50円)

(3) 所得階層別の保険税額 (50歳2人世帯で算出)

所得	現行	改定後	年間差額	月間差額
700万円	975,800円	1,076,800円	101,000円(10.35%)	8,416円
600万円	846,500円	934,000円	87,500円(10.34%)	7,291円
500万円	717,200円	791,200円	74,000円(10.32%)	6,166円
400万円	587,900円	648,400円	60,500円(10.29%)	5,041円
300万円	458,600円	505,600円	47,000円(10.25%)	3,916円
200万円	329,300円	362,800円	33,500円(10.17%)	2,791円
145万円(2割軽減)	233,000円	256,400円	23,400円(10.04%)	1,950円
99万円(5割軽減)	135,500円	149,000円	13,500円(9.96%)	1,125円
43万円(7割軽減)	37,800円	41,500円	3,700円(9.79%)	308円

(4) 被保険者数、事業費納付金及び充当財源の推移 単位：人、千円

		R5決算	R6決算	R7決算見込	R8推計	R9推計
被保険者数		33,663	31,901	30,588	29,569	28,672
国保事業費納付金		4,826,959	4,636,891	4,369,892	4,515,875	4,719,433
財源内訳	補助金等	1,644,085	1,310,214	1,375,542	1,242,241	1,497,514
	現年度収納額	2,980,937	3,223,789	2,994,350	3,273,634	3,221,919
	赤字繰入金	201,937	102,888	0	0	0

3 施行期日

令和8年4月1日

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により、改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 被保険者数の減少及び一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、所得割率、均等割額及び平等割額を引き上げること。
- (2) 子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金制度が創設されたため、同納付金を国民健康保険税に含めること。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「（以下「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、その世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第4条第1項中「100分の7.24」を「100分の7.69」に改める。

第5条中「25,100円」を「26,500円」に改める。

第6条中「22,500円」を「23,700円」に改める。

第7条中「100分の2.84」を「100分の3.15」に改める。

第8条中「9,200円」を「10,000円」に改める。

第9条中「8,100円」を「8,800円」に改める。

第10条中「100分の2.85」を「100分の3.15」に改める。

第11条中「10,600円」を「11,600円」に改める。

第12条中「6,100円」を「6,700円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援金納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,150円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について50円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、1世帯について1,000円とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)」の次に「並びに第3条第4項本文の子ども・子育て支援金納付金課税額からそれぞれの各号キ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額（その減額した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)」を加え、同項第1号ア中「17,570円」を「18,550円」に改め、同号イ中「15,750円」を「16,590円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,000円」に改め、同号エ中「5,670円」を「6,160円」に改め、同号オ中「7,420円」を「8,120円」に改め、同号カ中「4,270円」を「4,690円」に改め、同号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 805円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 35円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 700円

第16条第1項第2号ア中「12,550円」を「13,250円」に改め、同号イ中「11,250円」を「11,850円」に改め、同号ウ中

「4,600円」を「5,000円」に改め、同号エ中「4,050円」を「4,400円」に改め、同号オ中「5,300円」を「5,800円」に改め、同号カ中「3,050円」を「3,350円」に改め、同号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
575円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 25円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 500円

第16条第1項第3号ア中「5,020円」を「5,300円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,740円」に改め、同号ウ中「1,840円」を「2,000円」に改め、同号エ中「1,620円」を「1,760円」に改め、同号オ中「2,120円」を「2,320円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,340円」に改め、同号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
230円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 10円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 200円

第16条第2項及び第3項を次のように改める。

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定によりその被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、その被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額した額とする。

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額（その出産被保険者につき算定した所得割額に限る。以下この項において同じ。）及び被保険者均等割額（その出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項の規定によりその被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、その出産被保険者の出産予定月（同令第56条の89第4項第2号に規定する「出産予定月」をいう。以下この項において同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうちその年度に属する月分について、月割りをもって算定した所得割額及び被保険者均等割額を減額した額とする。

第16条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合には、その納税義務者に対して課する第3条第5項の被保険者均等割額については、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2-4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、その世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.69乗じて算定する。

2-4 (略)

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.24を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について23,700円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.15を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について10,000円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について8,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.15を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について22,500円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について9,200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について8,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(子ども・子育て支援金納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について1,150円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について50円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、1世帯について1,000円とする。

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の子ども・子育て支援金納付金課税額からそれぞれの各号キ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額（その減額した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に

規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者

（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 16,590円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者

（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 15,750円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 6,160円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 805円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 35円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 700円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,440円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,670円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,420円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 11,850円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 575円

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 11,250円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,600円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,050円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 25円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 500円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,740円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,500円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,840円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 1, 760円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 2, 320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 1, 340円

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 230円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上
被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に
規定する世帯主を除く。） 1人について 10円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について 200円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最
初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未
就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対し
て課する被保険者均等割額（その未就学児につき算定した被保
険者均等割額（前項の規定によりその被保険者均等割額を減額
するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割
額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、その被保険者

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 1, 620円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 2, 120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 1, 220円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最
初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未
就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対し
て課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未
就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額
を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者
均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各

均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額した額とする。

号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する額を減額した世帯
3,765円

イ 前項第2号アに規定する額を減額した世帯
6,275円

ウ 前項第3号アに規定する額を減額した世帯
10,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
12,550円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する額を減額した世帯
1,380円

イ 前項第2号ウに規定する額を減額した世帯
2,300円

ウ 前項第3号ウに規定する額を減額した世帯
3,680円

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額（その出産被保険者につき算定した所得割額に限る。以下この項において同じ。）及び被保険者均等割額（その出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項の規定によりその被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、その出産被保険者の出産予定月（同令第56条の89第4項第2号に規定する「出産予定月」をいう。以下この項において同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうちその年度に属する月分について、月割りをもって算定した所得割額及び被保険者均等割額を減額した額とする。

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 600円
3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額
第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、
出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、
出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前
月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々

月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第5条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,510円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,765円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4,184円

(イ) 多胎妊娠の場合 6,275円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,694円

(イ) 多胎妊娠の場合 10,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 8,367円

(イ) 多胎妊娠の場合 12,550円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその

年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 920円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,380円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,534円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,300円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,454円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,067円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,600円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 第10条の規定により算定した所得割額の12分の

1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,060円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,590円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,767円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,650円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,827円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,534円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,300円

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後

の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合には、その納税義務者に対して課する第3条第5項の被保険者均等割額については、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。